発議第3号

安心安全のための治山治水・砂防事業を国の責任で実施することを求める意見書標記について、会議規則第14条の規定に基づき提出する。

平成21年3月24日提出

提出者 高山市議会議員 小井戸 真 人

賛成者 高山市議会議員 大 木 稔

杉 本 健 三

島田政吾

伊嶌明博

村 瀬 祐 治

溝 端 甚一郎

車戸明良

中筬博之

安心安全のための治山治水・砂防事業を国の責任で実施することを求める意見書

近年、社会活動等に起因する地球温暖化が深刻な状況になっている。この温暖化に伴う地球規模での気候変動により、予測をはるかに超える局地的な豪雨や大規模な出水が全国各地で毎年のように発生し、国民の生活基盤に甚大な被害をもたらして地域住民に不安を与えており、その対策は重要な課題となっている。

これまで、重要な河川や道路の整備・維持管理は国が行う中で一定の水準を保ってきた。 公共事業の実施により、全ての国民に安全・安心で平等・公平なサービスを提供するため には、国の責任において防災・生活関連の整備・維持管理を行うことは不可欠と考える。

このような中、地方分権改革推進委員会は、国の権限について「第一次勧告」に続き、「第 二次勧告」を公表した。国土交通省関連では、地方整備局を廃止し、企画・立案部門を「地 方振興局(仮称)」として、府省を超えた総合的な出先機関に、また、直轄公共事業の実施 部門は、「地方工務局(仮称)」にそれぞれ内閣府の出先機関として統合・一元化すること としている。

奥飛騨温泉郷地域では、過去に活火山焼岳の噴火や土砂災害、雪崩災害に見舞われている。神通川水系砂防事務所では大正8年から約90年もの間、砂防事業が展開されているが、現在でも、土石流危険渓流など整備が必要な渓流は多く、地域住民の生活を守るため治山治水・砂防事業はまだまだ必要である。

よって、現在、権限移譲について議論されている治山治水・砂防事業については、これまで同様に国の仕事として適切な整備・維持管理がなされるよう要望するとともに、神通川水系砂防事業の国直轄を維持し、「神通川水系砂防事務所」を今後も存続することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月24日

高山市議会